

障害者権利条約を批准 実施状況が焦点に

政府は1月20日、障害者権利条約を批准した。1月17日の閣議で、国会の承認が昨年12月に得られたので批准することを決定。批准書を1月20日にニューヨークにある国連へ寄託したことで、日本も正式に条約を結んだ国となった。条約が国内に法律として効力を発するのは、寄託してから30日目の2月19日。

締約国になると、条約の実施状況を国連の専門委員会に報告する義務が生じる。4年ごと（最初は2年以内）にレポートを出さねばならず、それを審査して国連は、条約を守れていない実態や条約に反する法制度があれば勧告する。日本もこの仕組みに入り、条約が現実には生かされるかが焦点となりそうだ。

権利条約は、障害のある人が他の人と同じように人権を持ち、教育や労働、交通機関や建物の利用な

どあらゆる面で差別されないことを定めている。

また、その差を埋めるために、例えば段差をなくす、手話や字幕、点字などで情報を流す、といった「合理的配慮」を障害のある人に提供しないことも差別と規定。締約国は、法律や制度、慣行を条約の趣旨に合うよう見直さなければならない。

権利条約は、2006年12月に国連総会で採択された。5年かかった条約案を作る過程では、各国政府が障害のある人たちを交えて会議に参加、当事者の意見を聞きながら議論したことが特長だ。

世界では139か国と欧州連合（EU）が批准している。日本は2007年9月に署名したが、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定など、批准する前に国内法の整備に取り組んだため、締結が後れた。

（福祉新聞・2654号 2014年1月27日）

訪問看護施設で預かり、重症障害児の親負担減へ 福岡市が新事業

たんの吸引など日常的な医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を自宅で介護する親の負担を減らそうと、福岡市は新年度、顔なじみの訪問看護師らを訪問看護ステーションに派遣して重症児を短期間預かるモデル事業に着手する。事業費は数百万円。

国は重症児を病院などで一時預かる短期入所制度を設けているが、重症児は年齢が低いほど環境の変化で体調を崩しやすく、15歳以下を受け入れる病院は福岡市に1か所だけ。厚生労働省は「同様の取り組みは聞いたことがなく、国としても注視したい」とする。

事業は、障害児の親などでつくる同市のNPO法人「ニコちゃんの会」と共同で実施。計画では、ステーションの一室を借り、重症児が日常的に利用している訪問看護師やヘルパーを一時的に配置して2泊3日程度預かる。利用は体調が安定している時に限り、医師との連絡を密接にする。安全性や費用を検証し、2015年度以降の制度化を目指す。市内に

94ある訪問看護ステーションや359の訪問介護事業所を足場に、預かり先を増やす考えだ。

市内の重症心身障害児・者は約800人で、うち約600人が在宅。たんの吸引に加え、導尿、経管栄養の補給、体位変換などのケアが日常的に必要で、介護する側の負担は重い。

市は本年度、福岡都市圏の医療機関に意識調査を実施。回答した23機関はいずれも15歳以下の受け入れはできないとし、リスクや手がかかることを理由に挙げた。一方、介護する家族は「病気になっても入院できない」、「法事など大切な行事に出られない」などの悩みを抱き、「短期間、安心して預けられる場所を」との声を市に寄せていた。

人工呼吸器が必要な1歳の子どもがいる市内の母親（36）は「この1年、旅行や外泊はおろか睡眠も十分取れない。顔なじみの人がケアしてくれるのなら安心だ」と歓迎した。

（西日本新聞・福岡 2014年2月8日）